

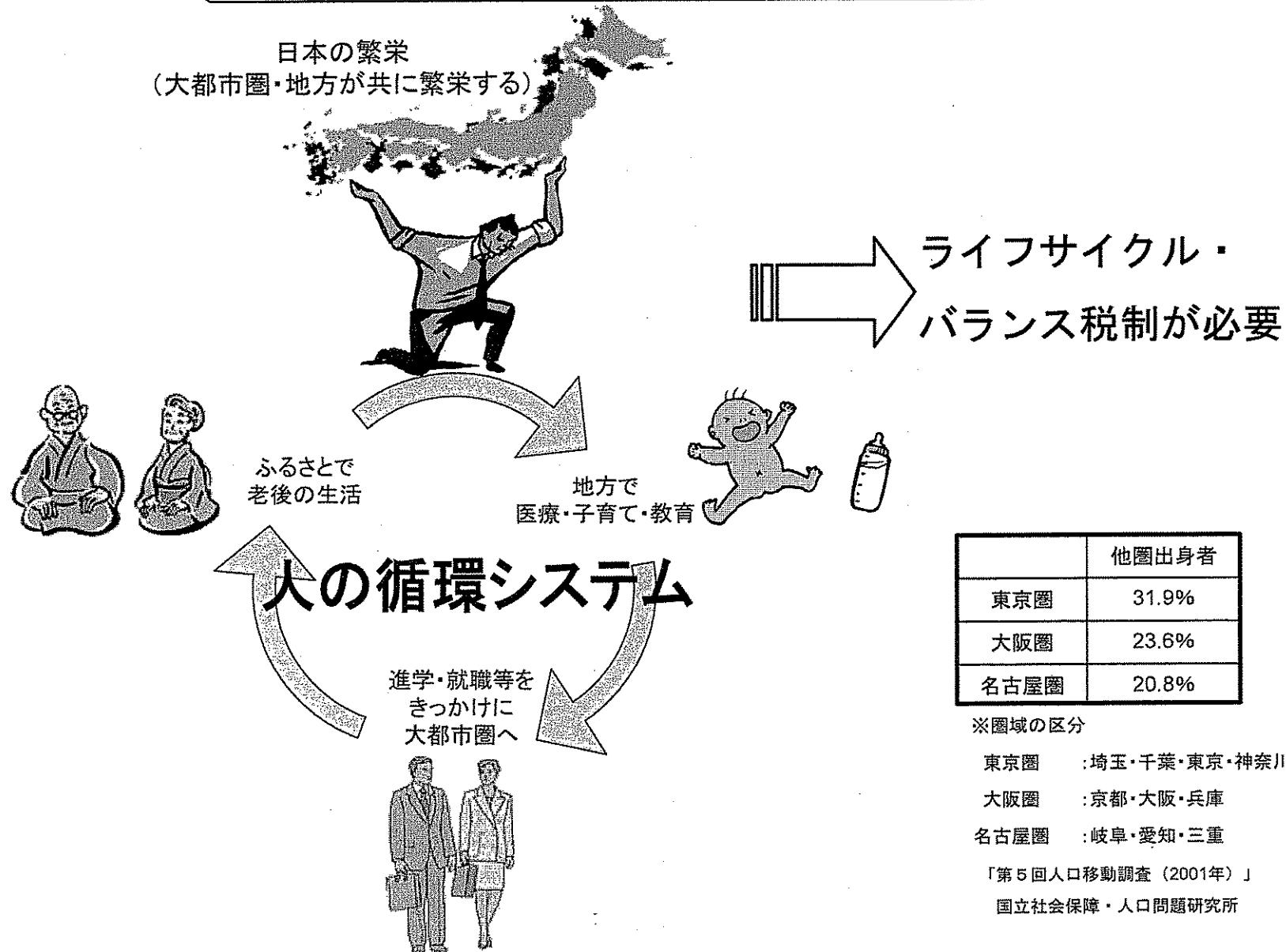
ふるさと納税制度について
～「故郷寄付金控除」の提案～

平成19年7月18日
福井県

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| ○ 「故郷寄付金控除」を提言した背景 | 1 |
| ○ 都道府県別の将来推計人口 | 2 |
| ○ シャウプ勧告直後の昭和 25 年と現在(平成 17 年)の福井県 | 3 |
| ○ 「故郷寄付金控除」の仕組み | 4 |
| ○ 「故郷寄付金控除」導入のメリット | 5 |
| ○ 「故郷寄付金控除」を導入した場合の負担額比較 | 7 |
| ○ アンケート結果（福井県独自調査） | 8 |
| ○ 地域ブロック別に試算した導入効果 | 9 |
| ○ 「故郷寄付金控除」の導入による個人寄付金額の試算 | 10 |

「故郷寄付金控除」を提言した背景



都道府県別の将来推計人口

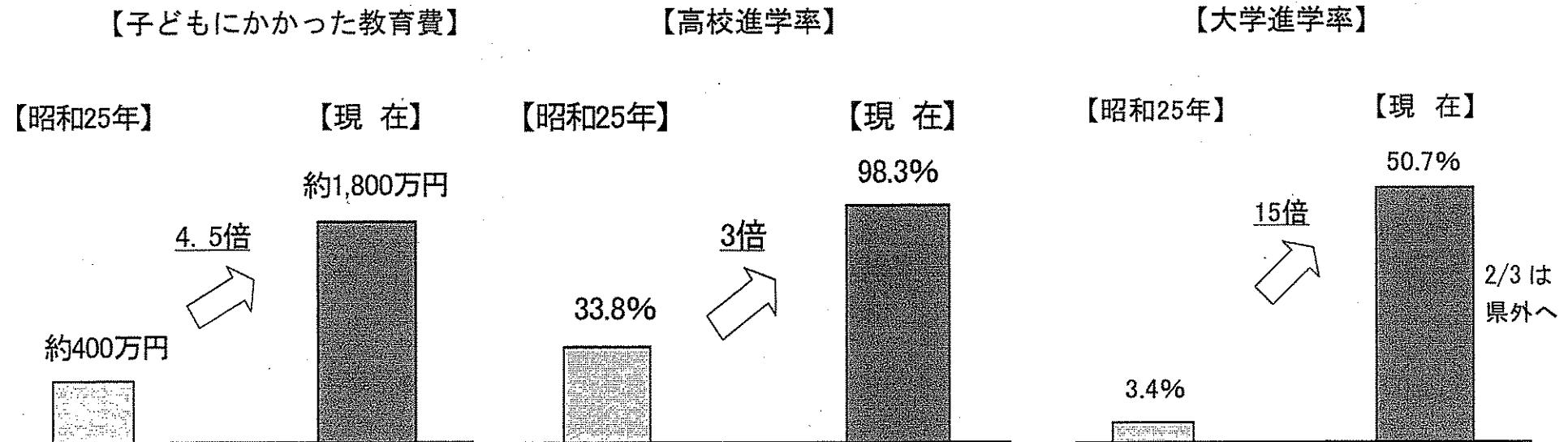
人口の単位は千人

| | 合計特殊出生率 (平成18年) | 2005年人口 | 2035年人口 (人の移動有) | 2035年人口 (人の移動無) |
|-----|--------------------|---------|--------------------|---------------------|
| 東京都 | 1.02 全国47位 | 12,577 | 12,696 (0.9%) | 10,623 (▲ 15.5%) |
| 大阪府 | 1.22 全国43位 | 8,817 | 7,378 (▲ 16.3%) | 7,645 (▲ 13.3%) |
| 千葉県 | 1.23 全国41位 | 6,056 | 5,498 (▲ 9.2%) | 5,298 (▲ 12.5%) |
| 大分県 | 1.45 全国11位 | 1,210 | 971 (▲ 19.8%) | 1,012 (▲ 16.4%) |
| 福井県 | 1.50 全国6位 | 822 | 676 (▲ 17.8%) | 723 (▲ 12.0%) |

資料:「平成18年 人口動態統計」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

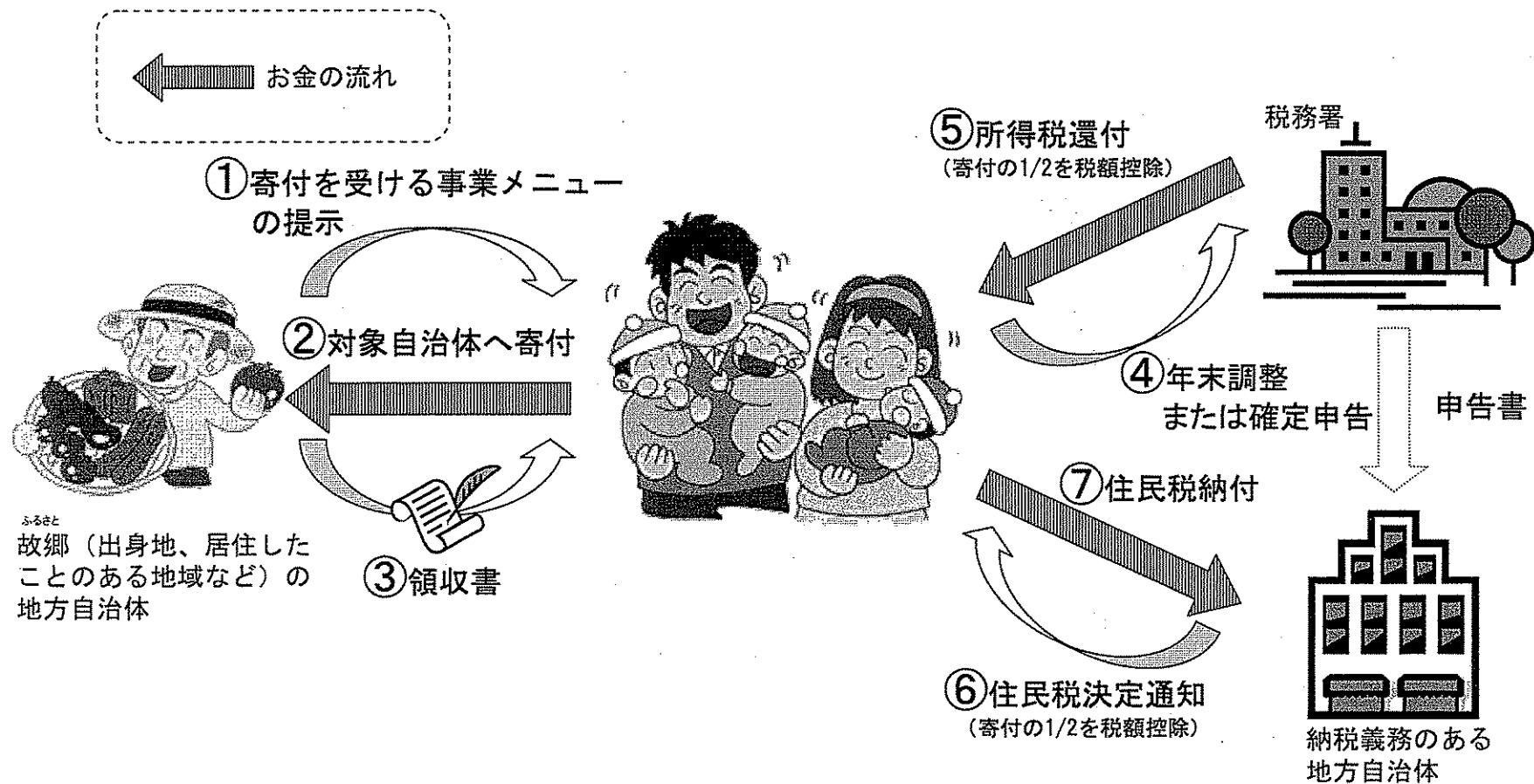
「日本の都道府県別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)

シャウプ勧告直後の昭和25年と現在（平成17年）の福井県



- 大学進学率 50.7% (4,525人) のうち、
2/3にあたる3,000人が県外に進学し、多くの人が福井県に戻ってこない。
- 毎年約500億円が流出（県税収入の約半分）（約1,800万円×3,000人）

「故郷寄付金控除」の仕組み



「故郷寄付金控除」導入のメリット

- 1 納税者の「お世話になった（なりたい）」、「よくなつてほしい」など住所地以外への自治体に対する思いを形にすることができる。
- 2 どの自治体に納めるか、どの事業に使ってもらうかについて、納税者の選択に任せる、いわば「納税者主権」が実現され、税の使い道に対する意識が高まる。
- 3 紳士者の視点に立った行政側の施策競争が活発化し、さらには、納税者が、自主的・自発的にまちづくりなどに大きな役割を担うことができる。

- 4 納税者の負担増がなく、納税者の手間、徴税コストが最小限に抑えられる。
- 5 課税権の帰属を変更することなく、納税者の意思で、国から地方へ、大都市圏から故郷へと税が移転される。
- 6 事業を指定した寄付金であるため、完全な一般財源になってしまう危険性がなく、自治体が事業の成果を公表するので、納税者が寄付の効果をチェックできる。
- 7 故郷寄付金による增收分は地方交付税から減額されず、税の減収分は地方交付税で措置される。

「故郷寄付金控除」を導入した場合の負担額比較



～モデルケース～

夫婦と子ども2人の世帯

給与収入 700万円（所得510万円）

住民税の約1割（30,000円）を寄付

| | | 現 行 | 制度導入後 |
|---------------------|-----------------|------------------------|------------------------|
| A 寄付額 | — | 30,000円 | 30,000円 |
| B 所得税 (増減) | 165,500円 | 163,000円 (▲2,500円) | 150,500円 (▲15,000円) |
| C 住民税 (増減) | 297,500円 | 297,500円 (±0円) | 282,500円 (▲15,000円) |
| D 税額計 (B+C) (増減) | 463,000円 | 460,500円 (▲2,500円) | 433,000円 (▲30,000円) |
| 負担額 (A+D) (増減) | 463,000円 (—) | 490,500円 (+27,500円) | 463,000円 (±0円) |
| | 所得控除 (※1) | 全額税額控除 | |

※1 所得税の場合 (①寄付金の合計額と②年間所得金額×40%のいずれか低い金額) — 5,000円

住民税の場合 (①寄付金の合計額と②年間所得金額×25%のいずれか低い金額) — 100,000円

■ 控除額は、以下のとおりとし、試算しています。

| | 社会保険料控除 | 基礎控除 | 配偶者控除 | 特定扶養控除 | 一般扶養控除 |
|-----|---------|------|-------|--------|--------|
| 所得税 | 70万円 | 38万円 | 38万円 | 63万円 | 38万円 |
| 住民税 | 70万円 | 33万円 | 33万円 | 45万円 | 33万円 |

アンケート結果（福井県独自調査）

■ 「ふるさと納税」のような制度が必要か。

| | ぜひ必要 どちらかというと必要 | あまり必要ない 全く必要ない | どちらでもない |
|-----|--------------------|-------------------|---------|
| 東京 | 36.3% | 29.7% | 34.0% |
| 大阪 | 44.9% | 32.3% | 22.8% |
| 名古屋 | 45.4% | 26.3% | 28.3% |
| 福井 | 60.0% | 15.7% | 24.3% |
| 計 | 46.6% | 26.0% | 27.4% |

■ 「故郷寄付金控除」があれば寄付したいか。

| | ぜひ寄付したい 機会があれば寄付したい | あまり寄付したくない 全く寄付したくない | どちらでもない |
|-----|------------------------|-------------------------|---------|
| 東京 | 37.4% | 29.2% | 33.4% |
| 大阪 | 48.9% | 26.8% | 24.3% |
| 名古屋 | 46.3% | 25.4% | 28.3% |
| 福井 | 61.1% | 11.2% | 27.7% |
| 計 | 48.4% | 23.2% | 28.4% |

■ 寄付をする額は、税金の何割ぐらいが適当か。

| | 1割 | 2割 | 3割 | 4割以上 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 東京 | 58.4% | 33.3% | 8.3% | 0.0% |
| 大阪 | 25.0% | 34.5% | 25.6% | 14.9% |
| 名古屋 | 38.6% | 28.7% | 22.8% | 9.9% |
| 福井 | 40.6% | 27.8% | 21.8% | 9.8% |
| 計 | 39.8% | 30.5% | 20.5% | 9.2% |

【アンケート調査】

場 所：東京、大阪、名古屋、福井

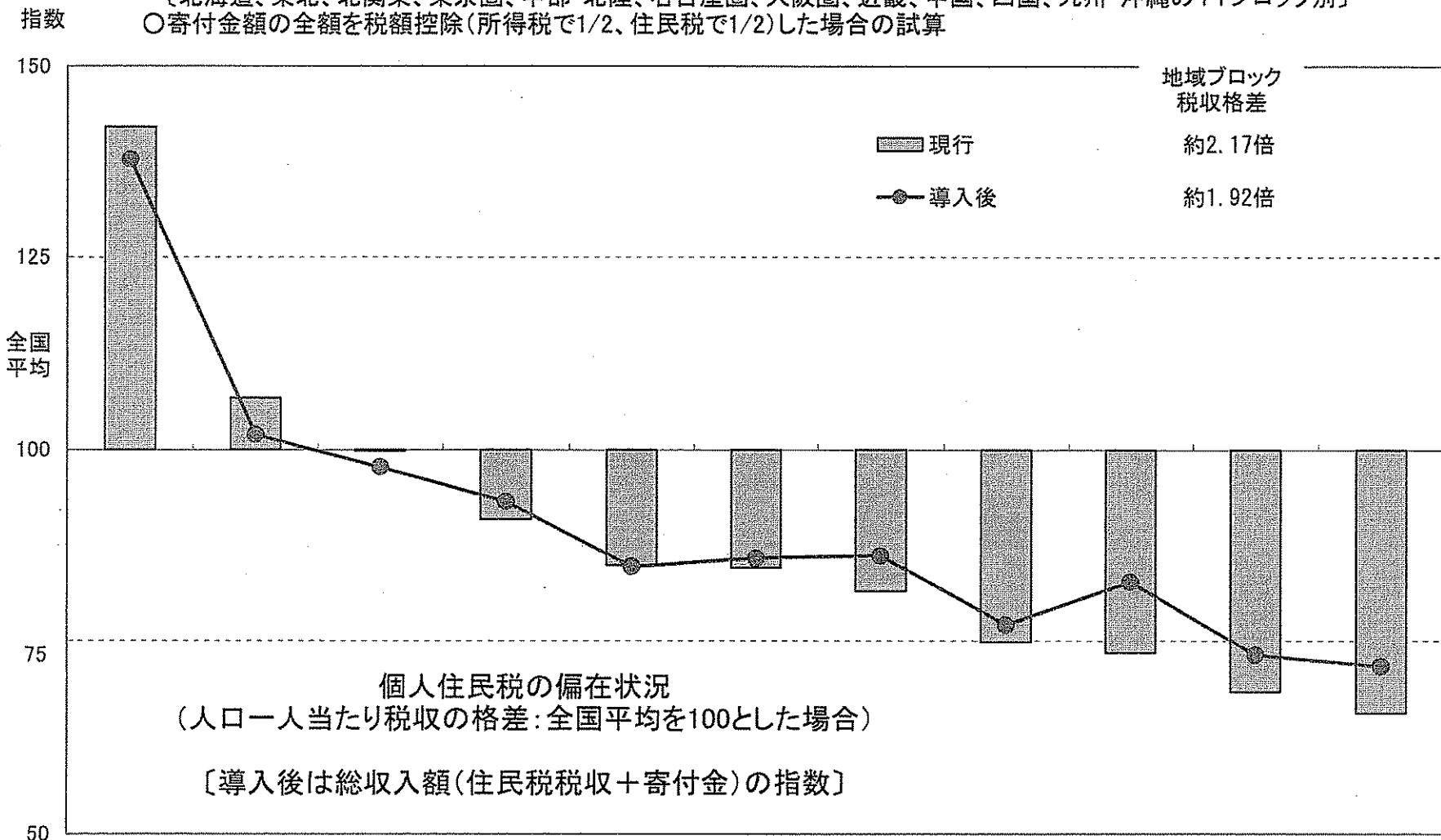
調査方法：対面記入式アンケート

調査期間：平成19年7月6日～8日

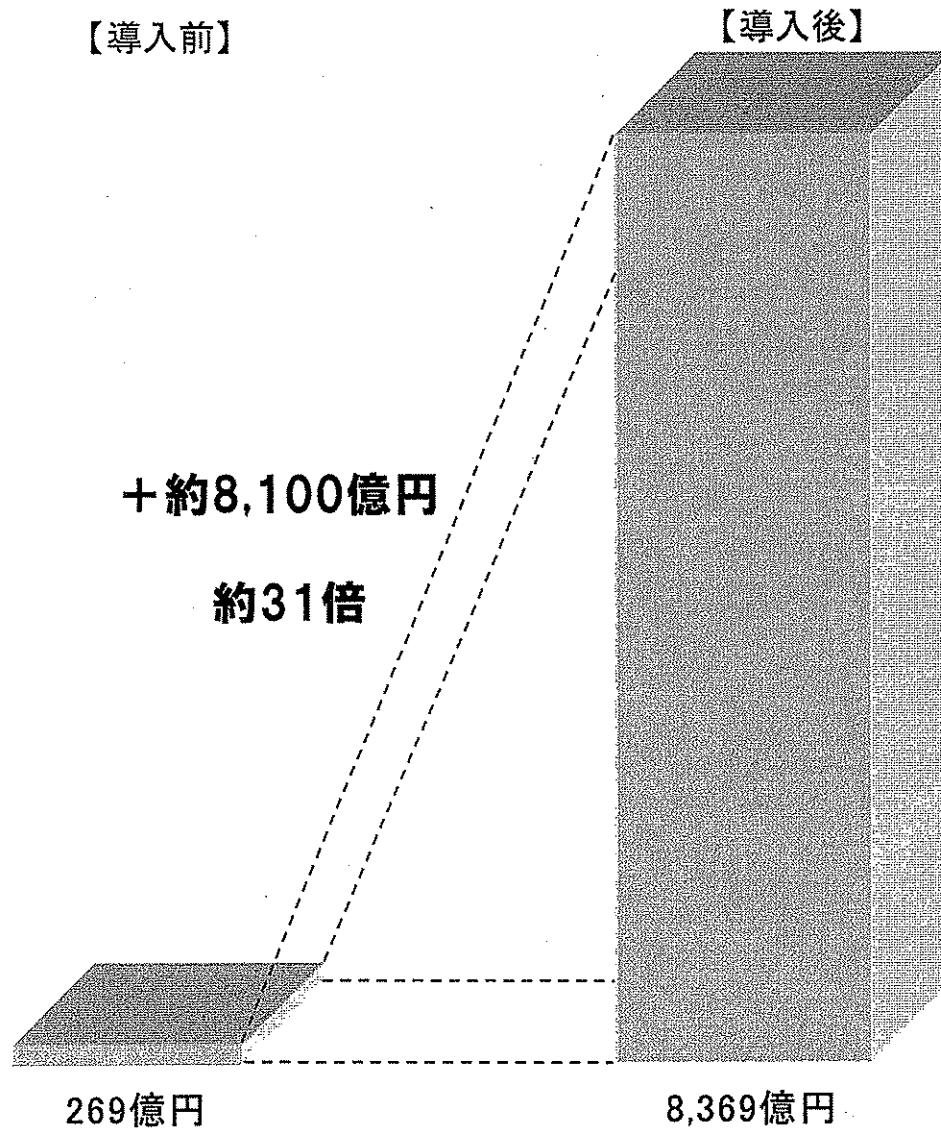
地域ブロック別に試算した導入効果 【寄付総額 約8,100億円】

【試算の前提】

- 寄付者の割合および寄付金額は、アンケート結果(福井県独自調査)を基に試算
- 寄付先は、国立社会保障・人口問題研究所「第5回人口移動調査の概要(H13年7月調査)」にある地域ブロック別データを基に試算
〔北海道、東北、北関東、東京圏、中部・北陸、名古屋圏、大阪圏、近畿、中国、四国、九州・沖縄の11ブロック別〕
- 寄付金額の全額を税額控除(所得税で1/2、住民税で1/2)した場合の試算

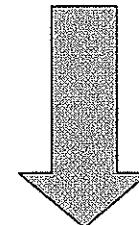


「故郷寄付金控除」導入による個人寄付金額の比較



※福井県試算(アンケート結果等に基づく)

「故郷寄付金控除」の導入



約8,100億円の寄付金が増加

(資料)

「第5回(2001年)人口移動調査」国立社会保障・人口問題研究所
平成17年度「申告所得税標本調査結果」国税庁
平成17年度個人住民税決算

～納税者の視点に立った新しい税制～

平成19年7月18日
福井県

所得税・住民税に税額控除方式での「ふるさと故郷寄付金控除」を創設

[提案の趣旨]

[裏面参照](#)

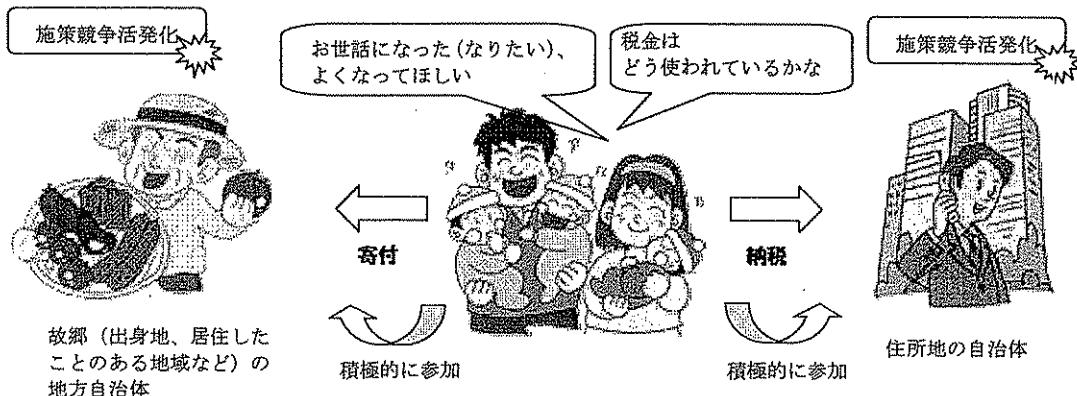
- 現行制度においては、子どもや高齢者の世代が地方の豊かな環境の中で多くの行政サービスを受けて生活している一方で、税は、働き盛りの世代が数多く移り住んだ大都市圏に支払われるというギャップが生まれている。
- 地方圏で生まれ教育を受けた人材が、進学・就職を契機に大都市圏へ移り住み、活躍し、定年後にふるさとなどに戻り生活するという、「人の循環システム」がわが国の活力を支えている。このシステムを維持しなければ、地方が疲弊するばかりか、わが国社会の発展そのものが大きく阻害される恐れがある。

[提案の概要]

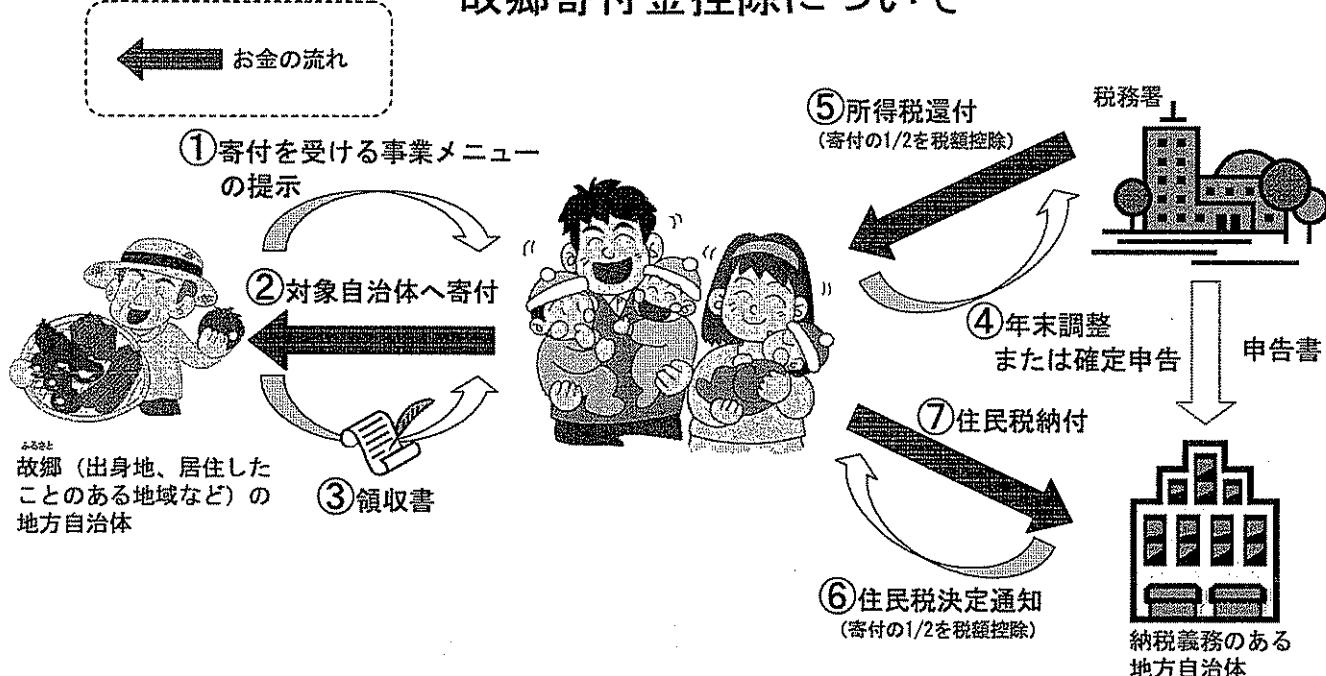
- 生涯を通じた行政サービスと税負担をバランスさせる新しい税制（ライフサイクル・バランス税制）を取り入れていくことが必要である。
- そのひとつとして、所得税・住民税に税額控除方式での「ふるさと故郷寄付金控除」を導入し、納税者が故郷の自治体などへ寄付を行った場合に、これと同額の税を控除する。

[提案のメリット]

- 納税者の負担増がなく、納税者の手間、徴税コストが最小限に抑えられる。
- 紳士の「お世話になった（なりたい）」、「よくなつてほしい」など住所地以外への自治体に対する思いを形に表すことができる。
- 紳士の意思を尊重する、いわば「納税者主権」が実現され、税の使い道に対する意識が飛躍的に高まる。
- 行政側の施策競争が活発化し、さらには、納税者が、自主的・自発的にまちづくりなどに大きな役割を担うことにつながる。
- 課税権の帰属を変更することなく、納税者の意思で、国から地方へ、大都市圏から故郷へとソフトな形での税の移転を促進する。
- 故郷寄付金による增收分は地方交付税に影響せず、税の減収分は地方交付税で措置される。



ふるさと 故郷寄付金控除について



税額30万円（所得税10万円、住民税20万円）のサラリーマン（給与500万円程度）

| | 地方自治体(故郷) 【寄付金額】 | 納稅額 | 国 | 地方自治体 (住所地) |
|----|---------------------|--------|------------------|----------------------------------|
| 試案 | 5万円を寄付 (住民税の25%) | 50,000 | 250,000(▲50,000) | 75,000(▲25,000) 175,000(▲25,000) |

※試案では、寄付金額の全額を税額控除（所得税で1/2、住民税で1/2）するものとして試算している。

「故郷寄付金控除」導入による個人寄付金額の比較

【導入前】

【導入後】

+ 約8,100億円

約31倍

269億円

8,369億円

※福井県試算(アンケート結果等に基づく)

「故郷寄付金控除」の導入

約8,100億円の寄付金が増加

(資料)

「第5回(2001年)人口移動調査」国立社会保障・人口問題研究所
平成17年度「申告所得税額本調査結果」国税庁
平成17年度個人住民税決算

経済教室

人口減の危機感
——
一九〇五年の合計特許
出生率の全国平均が一・
一五と過半数低下を更新する
中、福井県は全国過半数
県中唯一前年より上昇
し、一九二二と沖縄県に
次ぐ水準となつた。
福井県の三世代回遊率
の高さは全国一並で、お
かずの冷たい距離に毫も
ゆき三世代近住の傾向が

◎ 纪念文 治昇別著一集

卷之三

地方で高い都市で優先、過疎地は地方に戻るといふ人の循環システムにて、地方財政制度は対応でないとよい。地方で少子化対策を手堅くすむ財源は都合上あわざいといふ點と真坦のキャラクターがある。「これを解消するには改革の固守体への対応に積極的手段を認める制度の導入が必要だ。

直後のシャウブ勧告時の流入の割合が大きい。代以来、その年の1月に国・地方を通じて「日本現在で住んでるやうな自治の循環システム」を體に支払われる」とみなした統制改革を行なっていった。このたゞ1年すれば、今後の日本の

控除から税額控除に改め、離がいたたかれていた。この間から、税額控除は、消費税論議でも、消費税の引き上げを行った際には、国は金額を国庫への還付金として受け取る。財政政策に充てられており、これが、税率の引き上げによる負担の軽減となる。

少子化対策と税源偏在解消

「故鄉寄付全挖除」道入在

税、都市から地方へ



西川
一誠

「百億円超と大きい。将來を預う子どもに未來を託し、地方は多額の行政コストを負ひてはならぬでござるが、それを税として回収する前に、大都市集中が放置されでござるわが国では大都市圏へ子どもたちが流出してしまひ。一方で大都市は、人口減少への危機感は薄い。たとえば東京都は〇・九八であり、これは人の移動がなければ一世代約三億人を預う子どもに未來を託し、地方は多額の行政コストを負ひてはならぬでござるが、それを税として回収する前に、大都市集中が放置されでござるわが国では大都市圏へ子どもたちが流出してしまひ。一方で大都市は、人口減少への危機感は薄い。たとえば東京都は〇・九八であり、これは人の移動が生まれている。例えば、人口が二十五

限はないはずである。一方へとソフトな形で税の正欠がかなない。課税権をもつてゐる。しかし、社会的・政治的・経済的・文化的・地理的等の保険については復雑な問題である。人所傳説によれば、國と地方、各地方公共團體の協議が必要だが、今後の地方も二十年後には現在式での「ふれあいと寄付金制度」で、少子化対策をは「税源整備論には」「ひじた」の約十五兆円から三十兆円に増える。福井をはじめとする「ふれあいと寄付金制度」は、新たなふるさと寄付金制度といふ。税収者が改編の自治選挙になり、米國のよう除ばならない。「ハイ、めどした」「十一世紀型のサイクルに合わせて所得住民サービスを提供する」が可能になる。行政サービスと税負担終焉についても当然論議されるべきだ。

今の税制でも國や地方、ビジネスの受け手となる税制が必要だ。

自治体に寄付をした場合、者の満足度も高められよ。

福井県知事

の補助や、子どものケアや家事のサポート、経験者による地域の子育て相談などを展開。保育所の待機児童は100人以上で、これまで特に父親の育児支援策も充実させてきた。

企業などに対する表彰や制度融資、入社参加資格などと共に、一部の財政措置が用意されている。これらは、子育規模が約五千億円の福井県において、これまでに見出された母のための投資は毎年5

「魅力ある地方」に生息 税源移譲が必要である。
され変わらぬ、必要とな
る体制の整備を含め、地
方万能化を進める」と力説
したが、まさにそれに沿
った税制改革と見える。
六十年前の戦後の新し
い財政の時代から状況
は大きく変わった。京都
移転や都市機能の政策分
止まい、社会は繊細へ
効率良く生かすため税
制の抜本改革を行い、「税
金で子どもを生み、育
てのコトを軽減する」もの」といふ民主主義の
原点に立った「眞の地方
自治」の実現が重要だ。